

**特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務停止命令及び
第7条第1項に基づく指示並びに第8条の2第1項に基づく業務禁止命令**

1 事業者の概要

事業者名 株式会社 S t e l l a (法人番号 5010501041215)
代表者名 代表取締役 井上 良二
所在地 東京都豊島区西池袋 3-33-6 菊池ビル 201
設立 平成 29 年 6 月 15 日
資本金 2,000 万円
業務内容 水回り修理等の役務提供 (訪問販売)

2 訪問販売の該当性

株式会社 S t e l l a (以下「本件事業者」という。)は、東京都豊島区西池袋 3-33-6 菊池ビル 201 に本店を置き、「水のトラブル 110 番」等と表示したウェブサイトを見た消費者から電話等による連絡を受けて作業者を派遣し、消費者宅において水回り修理等の役務提供契約 (以下「本件契約」という。)を締結しており、令和 5 年 10 月頃から、法第 2 条第 1 項に規定する訪問販売を行っているものと認められる。なお、代表者である井上良二氏は、令和 3 年 9 月 1 日に代表取締役に就任した。

3 対象事業者に関する都内の相談の概要 (令和 8 年 3 月 13 日時点)

契約者平均年齢	平均契約額	相談件数				
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	合計
約 37.9 歳 (18 歳~92 歳)	約 15.3 万円 (最高:約 133.6 万円)	25 件	51 件	90 件	62 件	228 件

4 業務停止命令 (法人) の内容

令和 8 年 3 月 31 日 (命令の日の翌日) から令和 8 年 12 月 30 日までの間 (9 か月間)、特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 役務提供契約を締結すること。

5 不適正な取引行為の内容

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
<p>本件事業者は、本件契約を締結した際に消費者に交付する作業請負契約書または工事請負契約書に以下について記載していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役務の対価 (作業内容ごとの対価、トローラー作業等の1メートル当たりの単価) ・ 使用する薬品及び交換する水栓・トイレタンク等の商品名及び商標又は製造者名 ・ 交換する水栓・トイレタンク等の型式 	<p>法第5条第1項及び第2項 【契約書面記載不備】</p>
<p>本件事業者は、クーリング・オフ期間内に書面又は電磁的記録によりクーリング・オフを申し出た消費者に対し、本件契約に基づき受領した金銭の全部を返金しなかった。</p>	<p>法第7条第1項第1号 【債務履行拒否】</p>

* 具体的な相談事例は、[参考資料](#)を御参照ください。

6 指示（法人）の内容

違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築すること。その上で、本件業務停止命令に係る業務を再開するまでに、業務に従事する者にこれらを周知徹底すること。

7 業務禁止命令（個人）の内容

	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
井上良二	<p>令和8年3月31日（命令の日の翌日）から令和8年12月30日までの間（9か月間）、対象事業者に対して業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。</p>	<p>本件事業者の代表取締役であり、同社の訪問販売における業務全般を統括管理し、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。</p>